

市川二期地区計画における海の再生に関する要望書

平成 12 年 3 月 15 日

環境庁長官 清水嘉与子 様

市川市長 千葉光行

市川二期地区計画に伴う海の再生に関する要望

早春の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、昨年11月には、三番瀬の保全と利用に関しまして要望書を提出するとともに、三番瀬のたどってきた経緯、課題が山積する実情、海の再生の考え方等について説明の機会を設けていただき、深く感謝しております。

さて、三番瀬の埋立計画につきまして、このたび千葉県は、計画策定懇談会の議論を踏まえ、また環境庁の指導も考慮して、市川二期地区計画の見直し案をまとめて千葉県環境会議に報告したところでございます。本案は、環境への影響に配慮され、人の利用と自然との共生を図ろうとするものであり、市としても実現が図られるよう期待しているところでございます。

市川市は市民や漁業者とともに、海と共生してきた長い歴史を持ち、これからも深く関わっていく立場にある者として、埋立計画地だけでなく海と臨海部全体について総合的に課題を解決し、将来に向けてより良い環境を創造していかなければならないと考えています。

そこで、本市としては、過去の経緯と課題が山積する現状を踏まえ、一貫して埋立

計画に合わせた「海の再生」の必要を訴えるとともに、行徳近郊緑地特別保全地区の活用と連携、現江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場計画決定地の残土及び土地利用問題、市川塩浜駅周辺地区の再整備など、都市課題の解決を要望してまいりました。

しかしながら、今回、環境会議に報告された見直し案は、海の再生という点においては必ずしも十分ではないと思われまますので、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えています。その内、人工干潟に関しましては、規模を縮小するようとの環境庁の指導もあって、これまでの市川市の要望が十分には反映されない結果となっていると思われまます。

つきましては、三番瀬の良好な環境を保全するとともに必要な海の再生を行い、将来に向けてより良い環境を創造していくために、つぎの事項について要望いたしまます。

要望事項

1. 海域環境の改善について

三番瀬の環境は、漁業と一体となって維持されてきたと補足調査のなかでも認められている。しかしながら、都市化に伴う地盤沈下、隣接地の埋立による不自然な地形、埋立事業に伴う人工澁の存在などにより、漁業環境は悪化している。アサリ漁獲量の漸減、海苔漁場の沖合化、漁業経営の不安定化などにより、漁業の継続すら困難な状況になっている。現状をこのまま放置することは、より一層の漁業環境の悪化を招き、漁業と一体となって維持されてきた自然環境のバランスの崩壊につながると危惧している。漁業者からも漁港の整備とかつての豊かな漁業環境の再生を要望されている。

そこで、千葉県に対して、人工澁の埋め戻しや緩やかな勾配の干出機能を持つ、より規模の大きな人工海浜(干潟)の造成を通じて、潮流停滞域の解消や青潮対策などの環境改善、魚類の繁殖・生育等のための藻場整備などを要望してきた。

また、埋立計画に含まれない直立護岸についても、護岸からの反射波の解消、適切な潮流の確保、多様な自然環境の確保のために、埋立計画地前面の人工海浜(干潟)に連続する、より自然に近い水際線を形成することが望ましいと考え、人工岩礁や海浜などの緩傾斜による多自然型護岸の整備を要望しているところである。

については、環境庁においても、こうした地域の現状を詳細に視察され、ご理解をいただき、地元とともに海の再生の検討に取り組まれるようお願いしたい。

2. 人工干潟について

千葉県の見直し案における人工海浜については、規模を縮小するようにとの環境庁の指導を考慮した結果、勾配のきつい、規模の小さい形態の海浜となっていると思われる。

しかしながら、船橋市の海浜公園前あるいは市川市の塩浜地先の干潟にしても、三番瀬に現在ある干潟のほとんどは人工の干潟である。これは地盤沈下等により失われた自然干潟を再生しようと、漁業者等の努力によって造成されたものであり、その後も耕運などの管理を行いながら維持してきたものである。

三番瀬の人工干潟は、藤前干潟における計画のように自然干潟を埋めた代償として造成したものではなく、かつてあった良好な環境を再生しようと造成されたものである。三番瀬のような都市化の影響を受けてきた都市部の海においては、こうした漁業者等の努力や取り組みも評価すべきことであり、人工干潟といえども価値の高いものであると認識している。

については、現在ある三番瀬の人工干潟の価値を総合的に評価し、水質浄化作用、漁業環境改善、潮干狩り等の自然体験及び学習などの多様な機能が期待できる、緩やかな勾配の干出機能を持つ、より規模の大きな人工干潟の造成についてご理解をいただきたい。

3. 海に親しみ、憩い、自然を学べる海辺の整備について

市川市民は、海が身近にありながら、これまで市川二期地区計画を前提としていた直立護岸のために、海と遠ざけられてきた。こうした現状からは、海を大切にする意識も育たないと思われる。

そこで、千葉県に対して、かつてあった三番瀬の良好な環境を再生するなどにより、公園緑地、人工海浜(干潟)及び多自然的な護岸などを一体として整備し、市川市民はもとより県北西部、あるいは首都圏の方々が広く海に親しみ、憩い、自然を学べる貴重な海辺の親水空間とすることを要望してきた。また、水と緑のネットワークにより、流域下水道終末処理場の上部利用や現在ある行徳近郊緑地特別保全地区(83ha)との連携を図り、広域の利用に供する公園とすることも要望してきたところである。

については、環境庁においては、海の生態系を大切にしながら、市民等が海の自然に親しみ、学ぶことのできる海辺を整備することについてご理解をいただくとともに、海の自然環境学習及び研究の場とすることについてご指導とご協力をお願いしたい。